

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-5-6
居住環境づくり

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 土木部 都市計画課長 西村 成人 電話番号 0852-22-5209

事務事業の名称	都市の一体的な整備・開発及び保全計画の策定	
目的	(1) 対象	都市計画区域
	(2) 意図	都市計画法の適用により都市の健全な発展と秩序ある整備を図る
事業概要	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため都市計画を定める	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し区域（累計）	目標値		11.0	19.0	19.0	19.0	区域
		取組目標値						
1	式・定義 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し区域数（累計）	実績値	3.0	3.0				%
		達成率	-	27.3	-	-	-	
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
2	式・定義	実績値						%
		達成率	-	-	-	-	-	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	10,211	9,518
うち一般財源 (千円)	5,039	4,450

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	③改善策を検討中
---------------------	----------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を策定し、この方針に沿って市町との連携のもと、ワークショップ等の手法を用いながら、住民参加による都市計画の検討、道路や公園等の整備を行っている。

平成29年度は、

- ・松江圏、広瀬、益田、津和野、六日市の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び松江圏都市計画区域の区域区分の定期見直しについて都市計画手続きを完了（H29.8末）
- ・西郷、川本については、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて都市計画手続きをH29年度末までに完了する予定。
- ・仁多・横田、江津・桜江、匹見、穴道、浜田・三隅・旭については、都市計画区域の見直しの検討も含めて整備、開発および保全の方針について調整を進める。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

・地域の魅力あふれる誰もが暮らしやすいまちの実現のため、県民と密接な対話のもと、都市計画の検討、道路や公園等の整備を行っている。

平成28年度は、

- ・江津市において「ひとまちフォーラム」を開催し、県民や都市計画担当者のまちづくり意識の向上を図った。
- ・出雲都市計画区域における長期未着手道路の見直しを行い、実行可能な道路計画に変更した。
- ・山陰道である浜田バイパスおよび浜田三隅道路の変更を行い、国の整備と整合を図った。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、地域の魅力を活かした誰もが住みやすいコンパクトなまちづくりを促進するためには、人口減少・超高齢化社会の到来、地域規模の気候変動抑制のための低炭素化、人々のライフスタイルの変化等、社会情勢や市民が求める都市像の変化を踏まえた対応が必要。

都市計画区域は、原則1市町に1区域とされているが、平成の大合併により、1市町に複数の都市計画区域が存在している状況にある。

②困っている状況が発生している「原因」

- ・都市の人口減少、超高齢化社会が進展。
- ・都市郊外の開発に伴う、中心市街地の衰退や、車に依存したライフスタイル。

1市町1区域とするためには、地元市町の理解や調整・基礎調査等を行い、都市計画区域を見直す必要があるが、限られた予算や人員の中で早急に進めることが困難。

③原因を解消するための「課題」

- ・行政、経済界、住民等の幅広い合意形成により、人口減少、少子高齢化社会等に対応した持続可能なコンパクトなまちづくりを推進する必要がある。

地元市町と共通認識を持つために協議や情報交換を重ね、都市計画区域等の見直しを計画的に進める必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

これからの人口減少、超高齢化時代を踏まえ、長期的な視点に立って土地利用、街路、区画整理、交通計画だけでなく、商工業、農林業、地域振興等について広く情報収集した上で、県民との密接な対話を元にし、基礎自治体である市町や関係機関と連携して取り組む。

そこで、研修やOJTを通じて職員の実務の成長を促すとともに、他機関との連携を密にし、適切な土地利用と計画的な市街地の整備を推進していく。また、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」を策定する市町には、情報提供やアドバイス等、積極的な支援を行う。

都市計画区域の見直しについては、地元市町と方向性が共有できたものから順次取り組んでいく。地域の実態を反映させるため、引き続き国勢調査等の結果に基づき、都市計画の見直しを進めていく。